

三重県観光事業者支援金支給業務委託にかかる質問への回答

質問1

観光事業の支援金申請において、WEB と郵送にて申請受け付けをしますが、三重県指定の申請書兼請求書が同じ書式にて必要となりますか？また、WEB 申請の場合、必要項目を網羅させたデータ（CSV）の提供でいいですか？

回答1

三重県観光事業者支援金について、申請方法等の手続きについては、現在調整をしているところです。郵送での申請受付を基本としますが、WEB 申請も含めてその他の申請受付方法を追加で提案いただくことは可能です。また、仮に WEB 申請で受付可能とした場合でも、各申請者の申請書等審査に用いた書類一式を提出いただくことを想定しています。

質問2

再委託について、原則、業務の再委託は認めないとありますが、三重県の承諾を得る場合の手続きはどのタイミングで相談をすればいいですか。例えば入札前の段階なのか、入札後契約時なのか。

また、再委託が認められた場合において、再委託比率の制限はあるのでしょうか。

回答2

再委託をする必要がある場合は、契約後に承諾を得ていただくことが必要となります。この場合、再委託比率の数値的な制限はありませんが、一括して再委託することは認められないため、再委託する業務内容や金額等を協議のうえ、可否の判断をしていくこととなります。

質問3

支援金の額について、一律の額で支給になりますか。または、宿泊事業者、観光施設、土産物店、体験事業者などの事業形態や規模により変わるのでしょうか。

回答3

宿泊事業者、観光施設、土産物店、体験事業者それぞれの事業形態や規模、売上減少額等で支給額は異なります。具体的な支給額の考え方については、令和3年4月～6月のいずれかの売上月額が前年又は前々年同月比で、30%以上減少した月の減少額を支給します。ただし、下記の支給上限額を上限とし、国の月次支援金を受給する事業者はその額を売上減少分から差し引きます。

（支給上限額）

宿泊事業者 最大 200 万円（規模に応じ段階的に設定）

観光施設 最大 200 万円（規模に応じ段階的に設定）

土産物店 最大 30 万円（中小法人等） 最大 15 万円（個人事業主）
体験事業者 最大 10 万円

質問 4

入札資格について、三重県の入札参加資格名簿に登録はしていないが問題ないですか。また、三重県に本社、支店等がないが参加資格に問題ないでしょうか。

回答 4

問題ありません。